

諮問番号：平成28年度諮問第38号

答申番号：平成29年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護申請却下処分）の取消しを求め、次のとおり主張している。

(1) 生命保険の掛け金等について

高額な生命保険の掛け金等の支払いをしながらの生活保護法（以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）は認められないとのことだが、保護を受けたいのは審査請求人の母（以下「母」という。）であり、既に別住所に住んでいる母が保護を受けるために、審査請求人の家族の生命保険等がなぜ問題となるのか理解できない。

(2) 審査請求人の世帯の収入について

自営業のため一定の収入が期待できず、審査請求人の世帯の収入がその世帯の最低生活費を上回るのは、その世帯の収入を1年間均せばということであって、現に平成28年9月分の母が入所する特別養護老人ホーム（以下「本件施設」という。）の利用料を捻出できない状況である。

(3) 世帯分離の要件について

審査請求人の世帯の現状は、世帯分離の要件である「出身世帯には確実な収入がなく、一方施設入所者の収入は福祉年金程度である等自己の生活費、医療費がようやく賄われる程度で出身世帯への仕送りが期待できない場合」、「適正な仕送りが行われている場合で、世帯分離をする方がより適切であると考えられるとき」に当てはまるのではないか。

また、生活保護手帳別冊問答集には、「施設入所時に世帯分離が認められても差し支えない」、「長期間同一世帯と認定することは出身世帯にとって酷な場合も存するので、取扱い上世帯分離として処理する」とあるにもかかわらず、審査請求人の世帯が生活保護受給対象にならないと母の世帯分離が認められないということが理解できない。

2 処分庁の主張の要旨

母の保護の申請に至る以前は、母の福祉手当と審査請求人及びその妻の収入で母を扶養をしていたことから、生計の同一性が認められると判断し、審査請

求人家族と母は同一世帯員であると認定した。

母の世帯分離については、世帯の状況及び地域の生活実態を考慮し検討したが、世帯分離を行うに当たって、真にやむを得ないと認められる要件はなかったため、審査請求人の世帯を5人世帯として法に基づく保護の要否判定を行った。その結果、審査請求人の世帯の収入額の合計が法による最低生活費を上回っており、生計維持可能なため保護を要しないと判断したものであり、原処分は、妥当な処分である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分について

母は、本件施設への入所前は、審査請求人の家族と必ずしも居住を一にしていなかったが、生計の面で依存し援助を受ける関係にあると認められ、母と他の審査請求人の家族とは、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる一つの単位といえるから、法第10条本文にいう「世帯」を構成するものというべきである。

また、母は、本件施設に入所していることから、母の世帯分離を認めて、母のみの保護が可能であるとする余地はあるが、この点、処分庁が行った母を含めた審査請求人の世帯についての保護の要否判定において、収入が最低生活費を上回っていることが認められ、母の世帯分離を認めないとしても、本件が、審査請求人の世帯の最低生活の保障に欠ける場合や、要保護者の自立を損なうと認められるような場合に該当しないことは明らかである。

その他、審査請求人の世帯の個別具体的な事情をみても、審査請求人の世帯の年間における生命保険料の支払額の合計が高額であり、相応の資力があると認められること等も踏まえれば、本件において、母の世帯分離を認めて、母のみの保護を実施する必要性があるとはいえない。

したがって、本件が法第10条ただし書の「これによりがたいとき」に該当せず、母と審査請求人の家族は同一世帯員であると認定した処分庁の判断には合理性があり、原処分に違法又は不当な点はないというべきである。

2 審査請求人の主張について

(1) 生命保険の掛け金等について

審査請求人は、既に別住所に住んでいる母が保護を受けるために、なぜ出身世帯である審査請求人の家族の生命保険等が問題となるのか理解できないと主張するが、世帯分離の可否の判断に当たっては、世帯分離を認めないことによって世帯の最低生活の保障に欠けるか否かが重要であり、そのため生命保険の掛け金等が問題となるのであり、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人の世帯の収入について

審査請求人は、その世帯の収入がその最低生活費を上回るのは、その世帯の収入を1年間均せばということであって、現に平成28年9月分の本件施設

の利用料を捻出できない状況であると主張するが、本件は、審査請求人の収入による変動を見込んで1年間の総収入の平均月割額により算定したものと認められ、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 世帯分離の要件について

審査請求人は、その世帯の現状が世帯分離の要件である「出身世帯には確実な収入がなく、一方施設入所者の収入は福祉年金程度である等自己の生活費、医療費がようやく賄われる程度で出身世帯への仕送りが期待できない場合」及び「適正な仕送りが行われている場合で、世帯分離をする方がより適切であると考えられるとき」に当てはまると主張するが、審査請求人の世帯は、年間を通じて最低生活費を上回る収入を得ており、「出身世帯には確実な収入がなく」とはいえず、その他世帯分離をする方がより適切であるといえる事情も認められないので、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、生活保護手帳別冊問答集には、「施設入所時に世帯分離が認められても差し支えない」、「長期間同一世帯と認定することは出身世帯にとって酷な場合も存するので、取扱い上世帯分離として処理する」とあるにもかかわらず、なぜ母の世帯分離が認められないのかが理解できないと主張するが、前者は世帯分離が認められることを前提に施設入所時から世帯分離を適用してよいことを述べたものであり、また、後者は施設入所者に世帯分離が認められる一般的な理由を述べたものであるから、これらを本件に直接当てはめることはできず、審査請求人の主張には理由がない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。その趣旨は、同一の世帯に属する者は、事実上、生計の面で互いに依存し援助し合う関係にあるのが通常であることから、この事実を基礎として保護の要否及び程度を決定することを原則としつつ、この世帯単位の原則によって、法の目的である最低生活の保障に欠ける場合や、要保護者の自立を損なうと認められるような場合には、同一世帯ではあるが保護の要否や程度を決定する上で別世帯として扱うことを例外的に認めたものと解される。

この点、同一世帯に属していると認定される者であっても世帯分離して差し支えない場合として、厚生省社会局長通知は、「特別養護老人ホーム等の入所者と

出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合」などを挙げているが、その評価にあたっては、個別具体的な事情を踏まえた総合的な判断が必要となる。

そこで本件についてみると、母は、本件施設に入所し、審査請求人の家族と居住を一にはしていないものの、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでおり、第一義的には、審査請求人の家族と法第10条本文にいう「世帯」を構成するものと認められる。他方、審査請求人の「世帯」の収入は、最低生活費を上回っていることが認められる。こうした点に鑑みると、原処分時において、母を世帯分離しなければ、法の目的である最低生活の保障に欠け、又は要保護者の自立を損なうこととなるとは認められないというべきであり、母の世帯分離を認めないとして原処分を行った処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

すなわち、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続も適正なものと認められる。

よって、前記第1のとおり、本件審査請求について、棄却されるべきものとする審査庁の判断を是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美